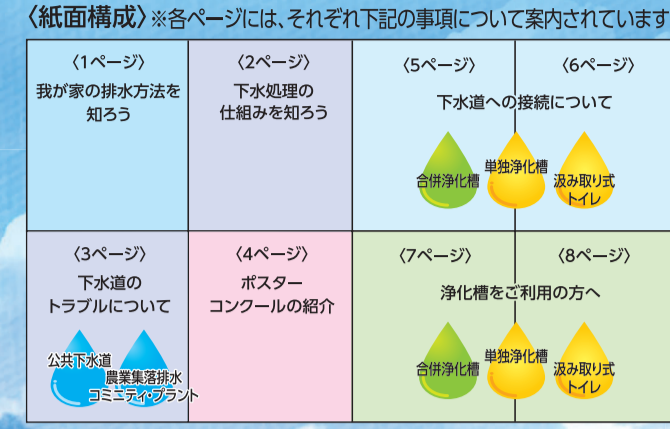


あなたの家ではどのような方法で、排水を処理していますか？



2か月に一度、水道料金と一緒に下水道使用料金の請求がありますか？

農業集落排水事業またはコミュニティプラント事業にご加入されていますか？

ご家庭のトイレは水洗トイレですか？

トイレだけでなく、台所・お風呂・洗面所の水も敷地内で処理して排水していますか？

各しずく色のページをご覧ください

下水道供用開始区域内(裏面図の青色範囲)にお住まいの方は5-6ページ下水道が整備されたら接続をしようをご覧ください。

# 水の循環



## ～生活排水が、川や海へもどるまで～

下水処理場では、様々な施設があるんだよ

下水処理場へ送られてきた汚泥を、沈めて濃くします。

濃くなった汚泥に薬品を加え、脱水機により、水分と固形物(脱水ケーキ)に分けます。

脱水ケーキは焼却し、セメント原料として再利用します。

下水処理場で水を精製しているのね!

だから、公共下水道に接続が必要なんだね!

下水処理施設

- 1 沈砂池: 大きなゴミは、スクリーンで取り除きます。
- 2 最初沈殿池: 細かい汚れを沈ませ、たまった汚泥は、汚泥処理施設へ送られます。
- 3 反応タンク: 汚水に活性汚泥を加え、空気を吹き込み混合します。
- 4 最終沈殿池: 汚水の中の固まりを沈ませ、きれいな水は、ここで消毒され川や海に放流します。
- 5 消毒槽

四日市市の約1割の人が、トイレ以外の台所・お風呂などの水を未処理のまま排水しています。

地域の環境を良くするため、また、川や海をまもるために

下水道がある場合は、下水道への接続をお願いします。  
※合併浄化槽を使用の方でも公共下水道が使用できる区域の場合は、下水道への接続が必要です。

下水道がない場合は、合併浄化槽の設置をお願いします。  
※合併浄化槽の設置や維持管理に対して補助金制度があります。詳細は8ページ(緑色)をご覧ください。

公共下水道が使用できる区域(=下水道供用開始区域)は裏面で確認できます。

下水道供用開始区域内(裏面図の青色範囲)の方は、下水道法で公共下水道へ接続することが義務付けられています。

浄化槽を利用している方

下水道法第10条で、公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく公共下水道に接続させるように規定されており、四日市市では要綱で**1年以内**と定めています。

汲み取り式トイレを利用している方

下水道法第11条の3で、公共下水道の供用が開始された日から**3年以内**に水洗便所に改造し、公共下水道に接続させるように規定されています。

## 下水道供用開始区域内で未接続の方については、速やかに接続して下さい

接続工事については、四日市市指定の排水設備工事業者にご依頼下さい。該当する工事業者の一覧は右のQRコードよりご覧いただけます。

## 下水道工事を予定している区域(裏面図の黄色範囲)の方へ

水洗化工事を速やかに行えるよう、接続工事に必要な費用を事前に準備ください。

下水道法を順守していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

公共下水道への接続にあたっては、さまざまな補助制度をご用意していますので、ご活用いただき、公共下水道への早期接続にご協力ください。  
※事前に申請を行う必要があるため、必ず接続工事着手前に生活排水課へご相談ください。

## 戸建て住宅の下水道接続工事の場合

公共下水道接続促進補助金(市民税非課税世帯補助金)

市民税非課税世帯を対象に公共下水道への接続工事費の一部を補助します。  
〔補助対象者〕世帯全員の市民税が非課税  
〔補助の条件〕下水道供用開始区域の公示から3年以内  
共同住宅でない建物など  
〔補助金の額〕公共下水道への接続工事費の2分の1

汚水処理区分	補助上限額
汲み取り式トイレ	250,000円
単独浄化槽	200,000円
合併浄化槽	120,000円

## 水洗便所改造資金融資あっせん利子助成制度

下水道供用開始区域内の家屋(新築、増築、事業用、共同住宅を除く)の公共下水道への接続工事費の融資を金融機関にあっせんし、その利息に相当する金額を助成します。  
〔融資あっせんの条件〕下水道供用開始区域の公示から3年以内、融資額100万円以内など

## 水洗化工事費積立奨励金制度

下水道接続工事費用を積立預貯金していただき、速やかに接続を行った方に奨励金を交付します。(積立開始の申請が必要です)  
〔交付の条件〕事業計画区域内の下水道工事が予定されている区域および供用開始後1年以内の区域にある建物(新築、増築および共同住宅を除く)  
下水道供用開始区域の公示から3年以内  
〔奨励金の額〕接続工事費と積立預貯金の残高のうち、低い金額を対象に、積立開始年月から接続工事が完了した年月までの期間の積立月数に応じて算出(上限額5万円)

## アパートやマンションなどの下水道接続工事の場合

共同住宅排水管設置費補助金

アパートやマンションなどの共同住宅の公共下水道への接続工事費用の一部を補助します。  
〔補助の条件〕下水道供用開始区域の公示から3年以内  
〔補助金の額〕敷地内に設置する配管延長(※)から5.0mを差し引いた配管延長  
※全戸の排水が合流した箇所からの配管延長  
〔補助の単価〕舗装あり→14,000(円/㎡) 舗装なし→11,000(円/㎡)

【お問い合わせ先】生活排水課 水洗化普及係(TEL:059-354-8221)

# 下水道の施設を大切に使いましょう

油を流さない!

台所から出る油をそのまま流してしまうと、きれいな水に戻すのはとても大変です。きれいな水にするためには、右記の図のようにこれだけの水が必要となります。そのため、油をそのまま流さないでください。

油は、使いきる・拭き取る・吸い取るなどで排水口に流さないようにしましょう。

お願い 台所から出る油をそのまま排水口に流すと、下水道管の中で冷えて固まり、詰まりや悪臭の原因になるんだ。油は、使い切る・拭き取る・吸い取るなどで、排水口に流さないようしよう。

使い切る: 残った油は熱いうちに器に移し、炒め物などで使い切る。

吸い取る: 古い油は、新聞紙などで吸い取るか、油を固める製品を使い、常食のゴミとして出す。

拭き取る: 鍋や皿についた油は、拭き取ってから洗います。

お風呂 1.5杯分 (洗剤油 15ml)

お風呂 10杯分 (洗剤油 15ml)

トイレなどが詰まって流れない! そんな時はどうしたらいいの?

家の敷地内での下水管のトラブルは、みなさんの費用で修理していただく必要があるよ。

家の敷地内での下水管の修繕などは、四日市市が指定している排水設備工事業者へ依頼してね。

※指定業者一覧は右のQRコードからご覧ください

公共下水道(本管、取付管、公設汚水ます)のつまりなどに関する対応は一括して民間業者へ委託しているよ。トラブルの際は下の連絡先へ連絡してね。

平日(8:30~17:15) AKC・NJS共同企業体(委託業者) TEL:059-340-0103  
夜間・休日上下水道局 夜間・休日受付 TEL:059-351-1211  
※委託業者のAKC・NJS共同企業体が現場調査から作業まで対応します

排水管の洗浄について

上下水道局では清掃業者の訪問による営業などは一切指示していません。訪問営業があったときは次のことに気をつけてください。

- 必要があれば、はきつと断る。
- 勝手に作業をさせない。
- 契約をせまられても、その場で契約しないで、まずは家族や知り合いに相談する。

水害防止のため、麦・稲わら、刈草等の管理にご協力ください

台風や集中豪雨など大雨の際、麦・稲わら、刈草等が水路に詰まり、路上冠水や家屋への浸水の原因となる場合があります。すきこみする等の管理をしていただき、水害防止にご協力をお願いします。

# 下水道普及促進ポスターコンクール

下水道事業への関心や理解を深めることを目的に、夏休みに取り組んでいただけるポスターコンクールを実施しています。今年度のコンクールの優秀作品の展示を右記の通り行います。

生活排水イベントにて展示予定

- 作品展示:最優秀賞、優秀賞および佳作の合計6点程度
- 展示場所:イオンタウン四日市市
- 展示日:9月22日(金)~9月28日(木)

## 令和4年度開催第20回下水道普及促進ポスターコンクール最優秀作品

(入選者の学校・学年は昨年度のもので)

9月10日 下水道の日

一滴を大切に

最優秀賞 常盤西小学校5年生 田尻 乙葉さんの作品

優秀賞 常盤西小学校6年生 生水 穂也さんの作品

優秀賞 大谷台小学校5年生 鈴木 沙弥さんの作品

合併浄化槽の設置を応援します

合併浄化槽は市街地調整区域や下水道などの汚水処理施設が未整備の区域で設置され、トイレや生活排水を、きれいな水に処理して川などに流すための装置です。四日市市では、環境に優しい合併浄化槽への転換を推進しています。

合併浄化槽の維持管理を応援します

浄化槽を使用している方は、以下の3つのことを毎年行ってください。(浄化槽法により義務付けられています。)ただし、「使用休止届出書」を提出している浄化槽は除きます。

保守点検

上下水道局に登録をしている保守点検業者に依頼し、浄化槽の点検、装置の調整・修理、消毒剤の補充などをお願いします。

清掃

市の許可を受けた清掃業者に依頼し浄化槽内にたまった汚泥の除去と清掃をお願いします。

法定検査

浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正しく動いているか、水質に問題がないかを検査します。  
(一財)三重県水質検査センター(TEL:059-213-0707)に依頼してください。  
検査料は4,100円です(20人槽以下)。

浄化槽を長期使用しない場合や使用を廃止する場合は、「使用休止届出書」や「使用廃止届出書」をご提出ください。

# 合併浄化槽の設置、維持管理への補助制度のご案内

## 合併浄化槽設置費補助金

住宅に新しく合併浄化槽を設置される方への補助制度です。  
※事前に申請を行う必要があるため、必ず浄化槽の設置工事を行う前に生活排水課へご相談ください。

	新築補助額 (新築・改築・増築)	転換補助額 (単独浄化槽または汲み取り式トイレからの転換) 高齢者の非課税世帯
5人槽	180,000円	540,000円 594,000円
6~7人槽	231,000円	642,000円 706,000円
8~50人槽	292,000円	765,000円 841,000円

高齢者(65歳以上)のみでお住まいで、かつ、市民税非課税世帯の方へ 全員の住民票および課税証明書などの提出が必要のため、ご利用の際は生活排水課へご相談ください。

## 合併浄化槽維持管理補助金

住宅の合併浄化槽を適正に維持管理されている方への補助制度です。  
(一財)三重県水質検査センターによる法定検査(第11条)の結果が「適正」または「おおむね適正」となった合併浄化槽を使用の方への補助制度です。  
※1 単独浄化槽は対象外  
※2 下水道供用開始区域内は対象外  
※3 法定検査(第7条)は対象外

	補助額
5~6人槽	12,000円
7~9人槽	14,000円
10~50人槽	17,000円

【お問い合わせ先】生活排水課 浄化槽指導係(TEL:059-354-8402)